

公立世羅中央病院 訪問リハビリテーション

目的

在宅での療養を希望する利用者様に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的としています。

運営方針

利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととします。

サービス内容

- 身体機能、生活機能の評価
- 身体機能、生活機能の維持・向上のための機能訓練（関節可動域運動や筋力増強運動など）
- 日常生活動作訓練（歩行練習、立位練習、家事動作練習など）
- 屋外歩行練習
- 余暇活動の練習や助言、アドバイス
- 介助方法などご家族様への指導や助言、アドバイス
- 福祉用具、住宅改修の提案
- 言語訓練・摂食嚥下訓練・高次脳機能訓練

※その他、ご利用者様の状態や生活様式に合わせて、希望に添いながら実施します。

対象者

- ・要支援、要介護認定を受けている方（介護保険の訪問リハビリテーション）
- ・介護認定を受けていない、通院が困難な方（医療保険の訪問リハビリテーション）

事業所の職員体制

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

営業日・時間

- 営業日 月曜～金曜日
- 営業時間 8:30～17:15

※土曜日・日曜日・国民の祝日・12/29～1/3 は休ませていただきます

サービスの提供地域

- 広島県世羅郡世羅町、三原市久井町・大和町

個人情報保護について

当事業所は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。守秘義務及び個人情報に関する法令・その他の規範を遵守し、方針を定め、職員及び関係者に周知するとともに、適切な管理に努めます。

訪問リハビリテーション開始までの流れ

1. 担当ケアマネジャーと主治医へ相談

担当ケアマネジャー、主治医へご相談ください。

2. お申込み

担当ケアマネジャーから連絡をいただきます。

3. 指示書の発行

当院を受診していただき、「訪問リハビリテーション指示書」を発行します。

※3ヶ月に1回、当院を受診していただく必要があります。

4. ご契約

ご契約を交わしていただき、ご利用時の注意点などについて、ご説明いたします。

準備していただく物（介護保険利用の方）：介護保険証・負担割合証・口座振替用通帳番号と届出印

お問い合わせ

公立世羅中央病院 訪問リハビリテーションまでお問合せください

TEL：0847-22-1127（代表）